

幼児教育・保育の無償化の一覧表

施設・事業	無償化の内容			申請先	問合せ先
	0～2歳児	満3歳児 ※1	3～5歳児 ※2		
○新制度幼稚園、保育所、認定こども園	市民税非課税世帯のみ利用料無償		利用料無償	こども政策課	こども政策課
○地域型保育(小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育)					
○就学前の障害児の発達支援 ※4※5			利用者負担無償	申請不要	障害福祉課
未移行幼稚園					
幼稚園、認定こども園(1号)の預かり保育※3※5		市民税非課税世帯のみ月額17,700円まで利用料無償	上限月額12,300円まで利用料無償	幼稚園 認定こども園	こども政策課
認可外保育施設※3※5	市民税非課税世帯のみ月額45,700円まで利用料無償		月額40,300円まで利用料無償	こども政策課	こども政策課
一時預かり事業、病児保育事業 ※3※5					

- ※1 満3歳児とは、3歳になってから最初の3月31日までの間の子どもになります。
- ※2 満3歳になった後の4月1日から小学校入学前までの3年間
- ※3 無償化の対象となるのは保育が必要な子どもに限ります。
- ※4 就学前の障害児の発達支援無償化にあたり、新たな手続きは必要ありません。
- ※5 副食費の免除については対象外となります。